

社会保険等未加入建設業者に係る取扱いについて

平成 30 年 5 月 22 日 事務局長決裁

一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）が施行する工事のうち、設計金額が 250 万円を超える請負工事の契約に適用する一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款（以下「工事契約約款」という。）第 7 条の 2 の規定に係る事務手続について、次のとおり取扱うこととする。

1 一次下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除

下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。）の相手方としないこととする。

2 社会保険等未加入建設業者の確認等

工事担当者（一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和 52 年 11 月 18 日制定。以下「工事等施行要領」という。）第 15 条第 1 項に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から特記仕様書に基づき提出された施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するかどうかを確認するものとする。

3 一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合の具体的な手続き

(1) 契約担当課への通知

受注者が一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合は、工事等担当部長（工事等施行要領第 2 条第 6 号に定める者をいう。以下同じ。）は、当該下請契約の施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）並びに施工体系図の写しを添えて契約担当部長（工事等施行要領第 2 条第 8 号に定める者をいう。以下同じ。）に通知する。

(2) 受注者に対する確認書類の提出の請求等

理事長は、受注者に対して、一定の期間を指定し、その期間内に当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認するとともに、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を提出するよう請求するものとする。

なお、この際、受注者から当該期間内に確認書類が提出されなかった場合には、工事契約約款第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する。

(3) 指名停止等措置

理事長は、(2)において理事長の指定する期間内に確認書類が提出されなかった場合には、当該受注者について、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年7月31日制定）に基づき、指名停止等を行うものとする。

(4) 請負工事成績評定の減点等

理事長は、(3)により当該受注者について指名停止を行った場合は、工事等施行要領第28条の2に基づき、請負工事成績評定の減点等の措置を行うものとする。

4 委任

この取扱に関し、必要な事項は契約担当部長が定める。

5 適用年月日

平成30年5月23日以降に公告、指名（見積）通知する工事から適用する。